

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和5年3月に改定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」の目標である2050年のカーボンニュートラルを実現するため、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取り組みの促進を図ることを目的として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第38条第1項に基づき知事が指定する山梨県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業の内容、事業の実施者(以下「補助対象事業者」という。)の要件及び事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に關係書類を添えて、知事に対しその定める期間に提出しなければならない。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、温暖化防止活動推進支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した者に通知する。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その

旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、温暖化防止活動推進支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の配分において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金変更補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに山梨県温暖化防止活動推進支援補助金実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様

式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助対象事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかななければならない。

(指導監督)

第11条 知事は、補助対象事業の実施に関して必要と認めたときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の内容等について説明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助対象事業者	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条第1項に基づき山梨県地球温暖化防止活動推進センターとして本県が指定した団体
2 補助対象事業の内容	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条第2項各号に規定された事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策等についての広報・啓発活動 2 地球温暖化防止活動推進員、活動団体等の支援 3 日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等についての相談対応及び助言 4 温室効果ガス排出に関する実態調査、情報収集・分析及び成果の発信 5 地方公共団体の施策への協力 6 付帯する事業
3 補助対象経費	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費であって、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の執行団体が承認した経費。
4 基準額	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の執行団体が必要と認めた額
5 補助率	10分の3
6 補助金の算定方法	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額（補助金を除く。）を控除した額を算出する。</p> <p>イ 3欄の補助対象経費と4欄の基準額とを比較して少ない方の額に、5欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名 印

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額

円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 経費内訳書（様式第1号の3）
- (3) その他の添付書類
 - ・消費税仕入れ控除税額等について、消費税の課税方式がわかる書類
 - ・知事が必要であると認める資料

様式第1号の2

実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容（地球温暖化対策の推進に関する法律第38号との関連）

（1）地球温暖化対策等についての広報、啓発活動

（2）地球温暖化防止活動推進員、活動団体等の支援

（3）日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等についての相談対応及び助言

（4）温室効果ガス排出に関する実態調査、情報収集・分析及び成果の発信

（5）地方公共団体の施策への協力

（6）付帯する事業

3 事業効果

(1) 事業全体における普及啓発の規模（目標リーチ数） _____人

(2) 目標リーチ数の考え方・計算式等

(3) アンケート回収目標数 _____人

(4) エコドライブ宣言目標者数 _____人

4 事業実施スケジュール

※実施スケジュールは別紙の添付も可能

※ 記入欄が不足する場合は適宜調整すること。

様式第1号の3

経費内訳書

1 経費予定額

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6) (4)と(5)と比較して 少ない方の額	(7)選定額 (3)と(6)と比較して 少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)の額×3/10 (千円未満切捨)
	円	円	円	円

2 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額(円)	積算内訳
人件費		
業務費		
	円	

※所要経費については、(8)の補助金所要額を除き、申請予定の国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の交付申請書の経費内訳書の金額と同様とすること。

殿

山梨県知事

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県温暖化防止活動推進支援補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の配分において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 9 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 経費所要額精算調書（様式第4号の3）
- (3) その他添付書類

3 振込先口座

金融機関名・支店名
預金種別 当座・普通
口座名義（フリガナ）
口座番号

1 事業の目的

2 実施した事業の内容（地球温暖化対策の推進に関する法律第38号との関連）

（1）地球温暖化対策等についての広報、啓発活動

（2）地球温暖化防止活動推進員、活動団体等の支援

（3）日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等についての相談対応及び助言

（4）温室効果ガス排出に関する実態調査、情報収集・分析及び成果の発信

（5）地方公共団体の施策への協力

（6）付帯する事業

3 事業効果

(1) 事業全体における普及啓発の規模（リーチ数）

目標値 _____ 人

実績値 _____ 人

(2) リーチ数の考え方・計算式等

(3) アンケート回収数

目標値 _____ 人

実績値 _____ 人

(4) エコドライブ宣言者数

目標値 _____ 人

実績値 _____ 人

4 事業実績実施スケジュール

※ 実施スケジュールは別紙の添付も可能

※ 記入欄が不足する場合は適宜調整すること。

様式第4号の3

経費内訳書

1 所要経費実績額

所要経費	(1) 補助対象事業 費実績額	(2) 国補助金 確定額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助金所要額 (1) の額 × 3 / 10
	円	円	円	円
	(5) 県補助金交付 決定額	(6) (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 県補助金額 (6) の金額を千円未満切捨した額	
	円	円	円	

2 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
人件費		
業務費		
	円	

※ 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の実績報告書の支出額内訳の内容と同様とするとともに、交付決定通知書及び額の確定の写しを添付すること。

殿

山梨県知事

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金額の確定通知

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
(返納額	円)

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

山梨県温暖化防止活動推進支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県温暖化防止活動推進支援補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 振込先口座

金融機関名・支店名
預金種別 当座・普通
口座名義(フリガナ)
口座番号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県温暖化防止活動推進支援補助金に係る
消費税仕入れ控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があつた令和 年度山梨県温暖化防止活動
推進支援補助金について、山梨県温暖化防止活動推進支援補助金交付要綱第9条の規定により、
次のとおり報告します。

1 補助金額

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入れ控除額

円

4 補助金返還額(3の金額－2の金額)

円

その他の添付書類

- ・返還額に係る積算の内訳等